

令和 7 年 3 月 10 日

各 位

神戸市福祉局国保年金医療課

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

記

1. 比較対象労働者の情報

(1) 業務の内容及び責任の程度等

①職種	会計年度任用職員（一般事務）	
②業務内容	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、福祉医療及び介護保険に係る入力等の業務	
③権限の範囲	専決権限は無い	
④トラブル・緊急対応	所属長の指示に従って対応すること	
⑤成果への期待・役割	②業務内容を遅滞なく正確に行うこと	
⑥所定外労働	原則として無い	
⑦職務及び配置の変更	原則として無い	
⑧雇用形態	勤務時間	原則パートタイム
	雇用期間	任期の更新があった場合、最長 3 年

(2) 給与・手当

下記の給与・手当が適用される。詳細は、『別紙 1 A_給料・手当について（会計年度任用職員・一般事務）』を参照のこと。

①給料または報酬、②地域手当、③時間外勤務手当、④休日勤務手当、⑤夜間勤務手当、⑥宿日直手当、⑦通勤手当、⑧特殊勤務手当、⑨期末手当、⑩退職手当

(3) 勤務時間・休暇等

下記の勤務時間・休暇等が適用される。詳細は『別紙 2_勤務時間・休暇等について（会計年度任用職員共通）』を参照のこと。

①育児時間、②育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い、③介護時間、④年次有給休暇、⑤特別休暇、⑥介護休暇、⑦病気休暇、⑧育児休業、⑨育児部分休業、⑩病気休職

(4) 施設・設備等

休憩室	保有していない
更衣室	保有していない
食堂施設	保有していない
転勤者用社宅施設	保有していない

(5) 教育訓練

採用後に、公務の基礎知識に関する研修を必要に応じて実施

2. 比較対象労働者を選定した理由

会計年度任用職員（一般事務）における業務の内容又は責任の程度のいずれかが、派遣労働者と同一であると見込まれるため。

<参考：厚労省提示の選定チェックリストによる>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無
① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② 職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ 業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
④ 職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	○
⑥ 派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者） ※派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	—

(別紙1A) 給料・手当に関する条件について

	待遇の目的・性質	待遇決定にあたって考慮した事項 <フルタイム>	待遇決定にあたって考慮した事項 <パートタイム>												
①給料又は報酬	正規の勤務時間に勤務したことに対する支給	<p>【一般事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表1級5号給 月例給 212,688円 ※地域手当含む 年収 約353万円 ※期末・勤勉手当4.60月分含む 2度目以降の任用において、神戸市における職員としての経歴を一定の基準により加算(8号給を上限として加算) <p>(参考) 上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表1級13号給 月例給 224,448円 ※地域手当含む 年収 約373万円 ※期末・勤勉手当4.60月分含む 	<p>フルタイムの会計年度任用職員の給料との権衡に留意の上決定支給単位は、月額又は時間額</p> <p>【一般事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表1級5号給(31時間勤務の場合) 報酬月額 170,150円 ※地域手当含む 年収 約282万円 ※期末・勤勉手当4.60月分含む <p>(参考) 上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表1級13号給(31時間勤務の場合) 報酬月額 179,558円 ※地域手当含む 年収 約298万円 ※期末・勤勉手当4.60月分含む 												
諸手当等															
②地域手当	地域別給与差の実情に照らし支給する手当であり、給与支給対象者全員に支給する。	給料又は報酬の12%													
③時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、勤務した者	<p>時給×支給率×実働時間数</p> <p>・支給率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務時間</th> <th>8時～22時</th> <th>22時～5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通勤時間</td> <td>125/100</td> <td>125/100</td> </tr> <tr> <td>勤務の休日</td> <td>135/100</td> <td>135/100</td> </tr> <tr> <td>電休等</td> <td>150/100</td> <td>150/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は60時間/月超の場合。 ※年末年始期間(12/29～1/3)に勤務した場合は()を適用。 ※週休日の25/100(50/100)については、週休日に勤務を命ぜられ、振替日を同一週外に指定することとなった場合に適用。 ※短時間勤務職員の場合は、1日の勤務時間が7時間45分を超えるまでは割増が生じず100/100となる(0時～5時、22時～24時は125/100)</p>	勤務時間	8時～22時	22時～5時	通勤時間	125/100	125/100	勤務の休日	135/100	135/100	電休等	150/100	150/100	
勤務時間	8時～22時	22時～5時													
通勤時間	125/100	125/100													
勤務の休日	135/100	135/100													
電休等	150/100	150/100													
④休日勤務手当	職員の休日における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した者	時給×135/100(150/100)×実働時間数 ※()内は年末年始期間(12/29～1/3)に勤務した場合。	フルタイムの会計年度任用職員に支給する手当に相当するものについて、報酬及び費用弁償として支給する												
⑤夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時の間、勤務した者	時給×25/100×実働時間数													
⑥宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられ、勤務した者	宿直勤務または日直勤務1回:4,400円 ※宿直勤務または日直勤務の時間に応じて増減調整													
⑦通勤手当	①通勤距離が片道1km以上で、かつ交通機関等の利用距離も片道1km以上であり、その運賃等を負担している者 ②自動車等を利用している者で、その距離が片道2km以上ある者 ③身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる者で、自動車等、交通機関等を利用している者	<p><交通機関等を利用する者></p> <p>一箇月あたり55,000円を上限に、運賃相当額を支給する。</p> <p><自動車等を利用する者></p> <p>利用距離区分に応じた手当額を支給する。</p>													
⑧特殊勤務手当	著しく①危険、②不快、③不健康又は④困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない場合	支給対象、支給額は神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例にて定められているもの													
⑨期末・勤勉手当	民間における賞与等に相当する手当として支給されるもの	4.60月(6月以上の任期がある場合支給) ※一般職員に準じ、在職期間に応じて支給割合を決定	4.60月(6月以上の任期があり、かつ週当たりの勤務時間が15.5時間以上の場合支給) ※一般職員に準じ、在職期間に応じて支給割合を決定												
扶養手当															
住居手当	支給しない														
単身赴任手当															
⑩退職手当	退職した労働者に対して支払われるもの	引き続き6月超え勤務で支給する 基本額(退職日給料月額×退職事由別・勤続年数別支給率)	支給しない												

(別紙2)勤務時間・休暇等に関する条件について(会計年度任用職員・共通)

休暇制度等	会計年度任用職員																																																										
	給与	取得要件	付与日数 付与単位																																																								
①育児時間	無給	生後満1年8週に達するまでの子を育てる職員が、その子の世話のため請求した場合に与えられる休暇	産後休暇期間終了日の翌日から1年 1日に2回それぞれ45分以内(通算90分の取得も可能。父母合わせて90分以内)	45分単位																																																							
育児短時間勤務	—	—	—	—																																																							
②育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い	—	<時間外勤務の免除> ①3歳未満の子を養育する職員 ②要介護状態にある対象家族、介護休暇の対象家族と同じを介護する職員について、職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き時間外勤務をさせてはならない。 <深夜勤務の制限> ①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 ②要介護状態にある対象家族介護休暇の対象家族と同じを介護する職員について職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き1月24時間 かつ1年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。 <深夜勤務の制限> ①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 (配偶者で当該子の親が深夜において常態として養育できる場合を除く) ②要介護状態にある対象家族(介護休暇の対象家族と同じ)を介護する職員について職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務させてはならない。	左記の通り	—																																																							
③介護時間	無給	負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者(被介護者)の介護をするため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ1年以上継続勤務しており、かつ1日の勤務時間が6時間以上の勤務日がある者が対象 ・連続する3年の期間内で必要と認められる期間 ・1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位																																																							
④年次有給休暇	有給	職員が請求する時季に有給かつ理由を問わず与えられる休暇	・6月以上の任期が定められている者(※)が対象。ただし、1年間の所定勤務日数が47日以下の場合、年次有給休暇を付与しない。 ※6月末満の任期であっても、当該任期中に継続勤務期間が6月に至る場合も含む。 ・任用開始日において、下表のとおり付与する。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>一週間の勤務時間</td> <td>29時間以上</td> <td colspan="4">29時間未満</td> </tr> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日～216日</td> <td>121日～168日</td> <td>73日～120日</td> <td>48日～72日</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">継続勤務年数</td> <td>1年未満</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>11日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>14日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>16日</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>18日</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> </table> ・1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上である者については、1週間の勤務日の日数を5日とみなす。 ・週の期間によって勤務日が定められている者については1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている者については1年間の勤務日の日数に応じて上表のとおり付与する。 <残日数について> 会計年度任用職員以前の任期に付与された年次有給休暇の残日数は、継続勤務とみなされる場合に限り、20日を上限に、繰越し可能とする。 <勤務年数について> 会計年度任用職員以前の勤務と会計年度任用職員としての勤務が継続勤務とみなされる場合は、付与日数を算定する際の年数に、会計年度任用職員以前の勤務年数を通算する。	一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満				一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	継続勤務年数	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日	1年	11日	8日	6日	4日	2日	2年	12日	9日	6日	4日	2日	3年	14日	10日	8日	5日	2日	4年	16日	12日	9日	6日	3日	5年以上	18日	13日	10日	6日	3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)
一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満																																																									
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																						
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日																																																						
継続勤務年数	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日																																																					
	1年	11日	8日	6日	4日	2日																																																					
	2年	12日	9日	6日	4日	2日																																																					
	3年	14日	10日	8日	5日	2日																																																					
	4年	16日	12日	9日	6日	3日																																																					
	5年以上	18日	13日	10日	6日	3日																																																					
健康支援休暇	無給	生理により就業が著しく困難な女性職員、または対象業務のいずれかに従事する女性職員が、生理日に願った場合に与えられる休暇	必要と認められる日数	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																							
出生サポート休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ「6月以上の任期が定められている者」又は「6月以上継続勤務している者」が対象。	一の年度において5日(体外受精・顕微授精に係る場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																							
産前休暇	有給	出産予定の女性職員が産前の休養を請求した場合に与えられる休暇	出産予定日以前8週間	1日																																																							
産後休暇	有給	出産した女性職員が取得しなければならない休暇	出産日翌日から8週間	1日																																																							
妊娠障害休暇	無給	妊娠による疾病又は異常のため就業が著しく困難な女性職員が願った場合に与えられる休暇	6日	1日																																																							
出産補助休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ「6月以上の任期が定められている者」又は「6月以上継続勤務している者」が対象。	3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																							
育児参加休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ「6月以上の任期が定められている者」又は「6月以上継続勤務している者」が対象。	<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日～216日</td> <td>121日～168日</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> </tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	付与日数	5日	4日	3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																											
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日																																																								
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日																																																								
付与日数	5日	4日	3日																																																								
結婚休暇	有給	結婚する職員に与えられる休暇 ※婚姻の届出に基づき結婚する場合のみならず、事実上の婚姻関係(いわゆる内縁関係)に入った場合にも認められます。	<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日～216日</td> <td>121日～168日</td> <td>73日～120日</td> <td>48日～72日</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	付与日数	7日	6日	4日	3日	1日	1日																																					
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																						
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日																																																						
付与日数	7日	6日	4日	3日	1日																																																						
忌服休暇	有給	親族に喪があった場合に与えられる休暇	親族別日数(4親等まで)	1日																																																							
⑤年次祭し休暇	—	—	—	—																																																							
夏季休暇	有給	6月以上の任期が定められている者が対象。 6月末満の任期であって、右表基準日時点で6月以上の継続勤務に達した者が対象。	<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日～216日</td> <td>121日～168日</td> <td>73日～120日</td> <td>48日～72日</td> </tr> <tr> <td>6月1日現在在職する職員</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>6月2日から7月1日までの間の採用者及び退職者</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>7月2日から8月1日までの間の採用者及び退職者</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	6月1日現在在職する職員	5日	4日	3日	2日	1日	6月2日から7月1日までの間の採用者及び退職者	3日	2日	2日	1日	1日	7月2日から8月1日までの間の採用者及び退職者	1日	1日	1日			1日(1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																									
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																						
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日																																																						
6月1日現在在職する職員	5日	4日	3日	2日	1日																																																						
6月2日から7月1日までの間の採用者及び退職者	3日	2日	2日	1日	1日																																																						
7月2日から8月1日までの間の採用者及び退職者	1日	1日	1日																																																								
社会貢献活動休暇	—	—	—	—																																																							
子の看護休暇	無給	中学校就学始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育しており、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上継続勤務している者が対象。 ・中学校就学始期まで。 ・一の年度において5日(子が2人以上の場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																							
短期的介護休暇	無給	負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障がある者(被介護者)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上継続勤務している者が対象。 ・一の年度において5日(被介護者が2人以上の場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																							
⑥介護休暇	無給	負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者(被介護者)の介護をする必要があり、ほかに介護する者がなく、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ1年以上継続勤務している等の者が対象。 ・通算93日以内(3回まで分割可)	1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可)																																																							
⑦病氣休暇	無給	負傷又は疾病のために療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇	・6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く) 下表のとおり付与する。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>一週間の勤務時間</td> <td>29時間以上</td> <td colspan="4">29時間未満</td> </tr> <tr> <td>一週間の勤務日の日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>一年間の勤務日の日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日～216日</td> <td>121日～168日</td> <td>73日～120日</td> <td>48日～72日</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table> ※1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上である者については、1週間の勤務日の日数を5日とみなす。	一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満				一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	付与日数	10日	7日	5日	3日	1日	1日 (特別の事情がある場合は、15分単位)																															
一週間の勤務時間	29時間以上	29時間未満																																																									
一週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																																																						
一年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日																																																						
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日																																																						
⑧育児休業	無給	1歳に満たない子を養育する職員が申し出ること承認される休業	・次のいずれにも該当すること (1) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。 (2) 次に掲げるいずれかの日までに任期(再度の任用をする可能性がある場合は、再度任用後の任期)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。 ・子が1歳6か月未満に達する日(子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をする場合は、2歳に達する日) ・子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合は、当該期間の末日から6月を経過する日 ・産後休暇が終了した日の翌日から子が1歳に達する日まで	1日																																																							
⑨育児部分休業	無給	育児のため、勤務時間の短縮を必要とする職員が申し出ること承認される休業	・1週間の勤務日が3日以上であること、又は1年間の勤務日が121日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間以上の勤務日があること ・子が3歳に達する日まで ・1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位																																																							
高齢者部分休業	—	—	—	—																																																							
配偶者同行休業	—	—	—	—																																																							
自己啓発休業	—	—	—	—																																																							
⑩病氣休職	無給	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	・任期の範囲内	1月以上																																																							